

板橋区ソフトボール連盟 規約

昭和49年12月 2日 施行
昭和62年 1月 1日 改定
平成 4年 1月 1日 改定
平成12年 4月 1日 改定
平成16年 3月 7日 改定
平成31年 3月17日 改定

板橋区ソフトボール連盟

板橋区ソフトボール連盟 規約

第1章 名称および事務所

第1条 この連盟は、板橋区ソフトボール連盟(以下、単に連盟という)という。

第2条 この連盟の事務所を〒173-0001 板橋区本町 7-12 早川恵三宅(03-3962-0772)におく。

第2章 目的および事業

第3条 この連盟は、上部団体である(公財)日本ソフトボール協会(以下、単に日ソ協という)および東京都ソフトボール協会(以下、単に都ソ協という)の方針、規約、指導のもと、アマチュアスポーツとして、健全で正しいソフトボールを区民全般への普及・育成に努め、もって会員相互の体位の向上と親睦をはかり、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

第4条 前条の目的を達成するため、アマチュア規定、公認ソフトボール規則(オフィシャル・ソフトボール・ルール)、日ソ協・都ソ協の取り決め事項および申し合わせ事項を遵守して、次の事業をおこなう。

1. 連盟が主催、または主管によって運営する公式大会、および親善を目的とした大会、または行事の実施。
2. 日ソ協、および都ソ協、または目的を同じくする団体が主催する公式大会、親善を目的とした大会、または行事へのチーム、選手、審判員および競技役員等の派遣、または大会の招請。
3. 板橋区ならびに板橋区体育協会(以下、単に体協という)の主催、または体協が板橋区から委託されて実施する各種行事への積極的な協賛、および体協への評議員の派遣。
4. ソフトボールの普及と技術向上に関する指導と行事の実施。
5. 公認ソフトボール規則の徹底とマナーの向上。
6. 審判技術の普及と技術向上。
7. その他目的達成のために必要な事項。

第3章 会 員

第5条 会員は、連盟が認めた正会員、特別会員および名誉会員によって構成する。

1. 正会員は、一般社会人の男子・女子チーム、および小学生の少年・少女チームとし、一般社会人の男子・女子チームには、小中学生および義務教育終了の勤労学生を除く高校在学者を含んではならない。

正会員の構成人員は、過半数が板橋区内に在住、または在勤・在学者（小学生）で、かつ、日本ソフトボール協会登録内の他地域で未登録のチームで有ることを要する。ただし、連盟の目的の達成に資すると常任理事会が判断した場合は、この基準にかかわらず正会員とすることができる。

2. 特別会員は、ソフトボールをよく理解し、連盟運営に協力度・貢献度の高い者、または審判部に在籍する者で、理事会の承認を得た者。
3. 名誉会員は、連盟の目的および事業に賛助する者。

第6条 正会員チームは、監督(30)・コーチ(31・32)・スコアラーのほか、主将(10)以下、1～99のユニフォームナンバーをつけた選手によって編成する。

第4章 加盟および脱退

第7条 正会員を希望する場合は、連盟が定める登録申込書に必要事項を記入し、代表者が押印のうえ事務所へ提出する。

第8条 登録手続きと共に、所定の入会金、年間登録費を納入した場合、この連盟の正会員となる。

第9条 正会員がその登録事項に変更が生じた場合、すみやかにその旨を届け出なければならない。

第10条 正会員は、毎年2月末日までにその年度の会員資格を更新しなければならない。

第11条 正会員が脱退する場合は、その事由を常任理事会に報告し、理事会の承認を必要とし、理事会は、総会でこれを報告しなければならない。ただし、納入した費用は返却されない。

第5章 役員

第12条 この連盟に次の役員をおく。

1. 会長 1名
1. 副会長 若干名

- 1. 理事長 1 名
- 1. 副理事長 若干名
- 1. 常任理事 若干名
- 1. 理事 若干名
- 1. 会計 2 名
- 1. 監査 2 名

第13条 この連盟に顧問、相談役、参与をおくことができる。

第14条 役員は総会で選出し、任期は2年とする。ただし、留任は妨げない。

第6章 職 務

第15条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1. 会長は、本連盟の代表として会務を総括する。
- 2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3. 理事長は、連盟を運営する機構の代表として、常任理事会、理事会、代表者会議、および運営全般の最高責任者となる。
- 4. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する。
- 5. 常任理事は、理事長が召集する会議への出席ほか、連盟の運営に寄与する。
- 6. 理事は、理事長が召集する会議への出席ほか、連盟の運営のための執行に寄与する。
- 7. 会計は、連盟の出納、および経理事務を担当する。
- 8. 監査は、連盟の会計、および事業の運営状況について監査し、会長、理事長の諮問に応ずる。
- 9. 顧問、相談役、参与は、会長の諮問に応じ、本連盟発展に寄与する。

第7章 会 議

第16条 会議は、総会、理事会、常任理事会、副理事長会とする。

第17条 総会は、毎年1回定時に開催する。

ただし、会長が必要と認めた場合、および会員の1/3以上から開催の要請があった場合は、臨時に総会を開催することができる。

第18条 総会は、連盟の最高決議機関として正会員チームの代表者1名、特別会員、名誉会員、および役員によって構成し、正会員の2/3以上の出席

によって成立する。

第19条 議長は総会で選出し、付議事項の議決は出席正会員の過半数をもって決定する。可否同数のときは議長がこれを決定する。

第20条 理事会・常任理事会は理事長が招集して議長となり、会議の成立、および議決は総会に準ずる。

第21条 副理事長会は、副理事長・理事長で構成し、連盟運営上必要に応じて理事長が召集する。

第8章 部 会

第22条 事業を円滑に運営するため次の部会を定め、各部の正副部長は副理事長会で指名し、理事会の承認を経て総会で決定する。

1. 総務部 大会・事業等、会務の運営と円滑化に寄与する。
2. 審判部 大会における正しいルールの運用と指導デイを発揮し、すみやかな試合進行の推進役となる。
3. 競技部 公正な組み合わせと試合日程の設定、適正なグラウンドの使用と規律ある競技の進行に寄与する。

第9章 会 計

第23条 会計は、年間登録費、および各大会参加費、事業収入、委託金、寄付金、その他の収入で必要経費をまかなう。

第24条 正会員は、次に定める費用を納入する。

1. 年間登録費
2. 都ソ協登録費
3. 大会参加費

第25条 事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年間とする。

第26条 「会計規定」は別に定める。

第10章 表 彰

第27条 会員、役員で連盟の発展に寄与、または社会的な功労があった場合は、表彰することができる。

第28条 「表彰規定」は別に定める。

第11章 慶弔見舞

第29条 会員、役員に冠婚葬祭があった場合、慶弔見舞金を支給できる。

第30条 「慶弔見舞規定」は別に定める。

第12章 規 律

第31条 正会員チームは、次の規律を遵守しなければならない。

1. チームおよびその構成員は、連盟内の2以上のチームに重複加入することはできない。
2. 連盟が主催・主管、共催・後援、または公認する大会出場を最優先とし、許可なく他大会に出場して連盟がかかわる大会運営を妨げてはならない。
3. 正当な事由なく大会出場を放棄してはならない。
4. チームおよびその構成員は、この規約ならびに付随する諸規定、その他の取り決め事項に違反してはならない。

第32条 チームおよびその構成委員が前条に抵触した場合、理事会で戒告、出場停止、除名、その他の処分を決定することができ、これを総会で報告する。

第33条 この規約に定めのない事項、規約の解釈に疑義が生じた場合、常任理事会が審議し、理事会の承認を得る。

第13章 付 則

第34条 この規約の改廃は、常任理事会の審議により、理事会の承認を得て総会に付議し、その議決は第19条による。

第35条 この規約は、昭和49年12月2日より施行する。

この規約は、昭和62年1月1日より改定する。

この規約は、平成4年1月1日より改定する。

この規約は、平成12年4月1日より改定する。

この規約は、平成16年3月7日より改定する。

この規約は、平成31年3月17日より改定する。